

本表は、甲欄の事業について研究代表者等になっている者が、乙欄の国際交流事業に応募する場合の重複制限を示したものです。

○双方の事業において重複して研究代表者となることが可能  
 △双方の事業において同一国を相手として重複して研究代表者となることは不可  
 ×双方の事業において重複して研究代表者となることは不可(※セミナーは最先端・次世代研究開発支援プログラムと重複可)

乙欄 甲欄	(共同研究、セミナー) 二国間交流事業	日米がん研究協力事業	ICCプログラム	(G8 Research Councils Initiative) 多国間国際研究協力事業	日独共同大学院プログラム	研究拠点形成事業	日中韓フォーサイト事業	頭脳循環を加速する若手研究者 戦略的海外派遣プログラム
二国間交流事業 (共同研究、セミナー)	△	△	△	×	×	×	×	×
日米がん研究協力事業	△	—	○	×	×	×	×	×
国際化学研究協力事業 (ICCプログラム)	△	○	—	×	×	×	×	×
国際共同研究教育パートナーシップ プログラム(PIREプログラム)	△	○	×	×	×	×	×	×
多国間国際研究協力事業(G8 Research Councils Initiative)	×	×	×	—	×	×	×	×
日独共同大学院プログラム	×	×	×	×	—	×	×	×
先端研究拠点事業	×	×	×	×	×	×	×	×
アジア研究教育拠点事業	×	×	×	×	×	×	×	×
アジア・アフリカ 学術基盤形成事業	×	×	×	×	×	×	×	×
研究拠点形成事業	×	×	×	×	×	—	×	×
日中韓フォーサイト事業	×	×	×	×	×	×	—	×
若手研究者インターナショナル・ト レーニング・プログラム(ITP)	×	×	×	×	×	×	×	×
組織的な若手研究者等海外派遣 プログラム	×	×	×	×	×	×	×	×
頭脳循環を加速する若手研究者 戦略的海外派遣プログラム	×	×	×	×	×	×	×	—
最先端・次世代研究開発支援プログ ラム	×※	○	×	×	×	×	×	×